パテントファミリーの基礎知識と活用

酒　井　美　里*

抄　録　本稿は，知的財産実務に携わる専門家を対象に，パテントファミリーの基礎概念とその主要な種類について体系的に整理します。また，J-PlatPatやEspacenetなど主要な特許情報データベースを活用した調査方法を具体的に解説し，パテントファミリーを活用する際の注意点や限界についても言及します。パテントファミリーへの理解を深めることにより，効率的な特許権管理や技術動向の分析，競合企業の動向把握に資するとともに，知財業務の質向上に寄与することを目的とします。

目　次

1.　はじめに
2.　パテントファミリーとは何か?　なぜ重要なのか
3.　パテントファミリーの歴史的経緯とINPADOCの役割
4.　パテントファミリーの主な種類と定義
5.　パテントファミリー調査の方法
6.　パテントファミリーの利用における注意点・限界
7.　おわりに

1．はじめに

本稿は，知的財産実務に携わる方々を対象とし，日々のルーティンの中で見過ごされがちな，あるいは「今更聞けない・聞きにくい」と感じることもあるパテントファミリーに関する知識について，その基礎知識と活用法を改めて整理し，皆様の理解を深めていただくことを目的としています。本稿を通じて，これらのパテントファミリーに関する知識を整理し，皆様の知財業務に役立てていただければ幸いです。

2．パテントファミリーとは何か？なぜ重要なのか

(1) パテントファミリーとは何か

パテントファミリーとは，一つの発明を保護するために，複数の国や地域に出願された一連の出願群（登録されたものを含む）を指します。特許権は原則として出願した国でのみ有効となる「属地主義」に基づいているため，世界各国でビジネスを展開する企業にとっては，同一の発明であっても国ごとに特許を取得する必要があります。このため，最初の出願を起点として，国際条約に基づき優先権を主張し，他国へと出願を進めることが一般的です。このようにして形成される「同じ発明を起点とする特許出願等のまとまり」がパテントファミリーと呼ばれます。

各国特許庁では，同一パテントファミリーに属する他国の出願審査経過を共有・参照するケースがあります。これにより，審査の早い国で先に拒絶理由通知が出た場合，その対応策を他国での審査に活かし，迅速かつ効率的に権利

* スマートワークス株式会社　代表取締役
Misato SAKAI

化を進めることが可能になります。

(2) 特許情報におけるパテントファミリーの役割と重要性

パテントファミリーは，特許情報の分析や理解においても重要な役割を果たし，様々な点で活用されています。

1）競合他社の動向分析

競合他社のパテントファミリーを分析することで，彼らがどの国で発明の権利化を進めているか，どの国で事業展開を計画しているかを推測することができます。これは，他社戦略の分析や自社の戦略立案において貴重な情報源となります。

2）発明件数の正確な把握

国際比較の際にパテントファミリーを単位とすることで，同一の発明が複数国で出願されている場合の二重カウントを防ぎ，発明の実際の数を正確に把握することができます。

3）技術内容の効率的な理解

例えば中国語で記載された特許文献の内容を把握したい場合，同じパテントファミリーに属する日本語や英語の文献を参照することで，技術内容を効率的に理解することができます。

3．パテントファミリーの歴史的経緯とINPADOCの役割

既に述べた通り，パテントファミリーとは，同一の発明を複数の国や地域で保護するために出願された，特許出願のまとまりを指します。

パリ条約の優先権制度により，最初の出願を起点に，一定期間内に他国へ優先権を主張して出願するのと同時に，相互に親子・兄弟関係のようなつながりを持つ出願群，すなわちパテントファミリーが形成されるようになりました。

このパテントファミリーの概念を明確化し，データとして提供する上で，現在は欧州特許庁（EPO）が極めて重要な役割を担っています。

パテントファミリー情報は当初独立した組織のINPADOC（国際特許情報センター）が管理していました。その後INPADOCはEPOに統合され，パテントファミリーや法的状況のデータがEPOから無償で提供されるようになりました。この運用の名残で，ファミリー情報の種類に「INPADOC」の名前が残っています。

現在，日本の特許情報プラットフォームJ-PlatPatのワンポータルドシエ（OPD）や，EPOが提供する無料の特許検索データベースEspacenetといった主要な特許情報データベースでも，EPOが定義するINPADOCファミリー情報が提供されており，知財実務における調査や戦略立案に不可欠な基盤となっています。

4．パテントファミリーの主な種類と定義

海外においては「パテントファミリーには単一の普遍的な定義は存在しない」とされる事も多いです[1)]。データ作成者や特許データベースによって，その定義や分類が異なる場合があるためです。

パテントファミリーは，主に以下の４つの種類に分けられます。

(1) シンプルファミリー（Simple Family / DOCDB simple patent family）

完全に同一の優先権番号セットを有する公報群を指します。これは，各ファミリーメンバーが完全に同じ優先権出願セットを持つことを意味します。例えば下記例では公報１～５は「完全に同じ優先権」という観点から見て，３つのシンプルファミリーに分かれます。

同じシンプルファミリーに属する文献は，同一の技術内容をカバーしているとみなされます。特許請求の範囲もほぼ同一であることが多いです。

EPOは，優先権主張，パリ条約に基づく外国

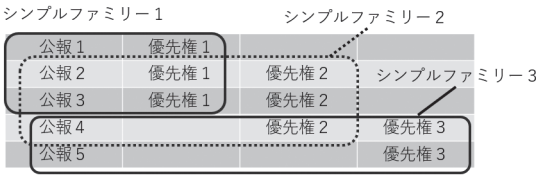

図１　シンプルファミリー（DOCDBファミリー）

出願，米国における一部継続出願や仮出願，既存の親出願からの継続出願や分割出願などを考慮し，自動的なプロセスでシンプルファミリーを構築しています[2)]。

(2) INPADOCファミリー（INPADOC Extended Patent Family）

一部でも優先権が直接的または間接的に繋がっていればファミリーとして扱う公報群です。先ほどと同じ例では，公報１～５は「部分的に優先権が重複している」ため，一つのINPADOCファミリーとして扱われます。

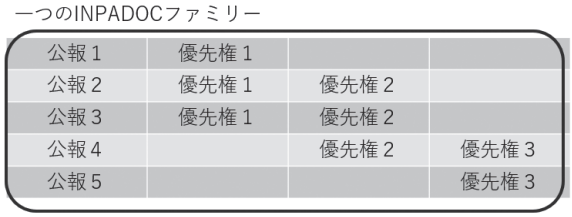

図２　INPADOCファミリー

この定義はシンプルファミリーよりも広範囲であり，類似の技術内容をカバーするとされています。これにより，幅広く包括的なグループが形成され，可能な限り多くの関連文献を網羅し，調査漏れを防止するのに有効とされています。

このINPADOCファミリーの方がシンプルファミリーよりもはるかに多くの出願・公報数を含む場合もあります。

(3) WIPO（PATENTSCOPE）のパテントファミリー

世界知的所有権機関（WIPO）のデータベース，PATENTSCOPEが収録するパテントファミリー情報は，EPOの作成データ（シンプルファミリー，INPADOCファミリー）には非収録の国を含む点が特徴です。

PATENTSCOPEにおいては，そのファミリーを「異なる官庁による同一発明の異なる公開公報のグループ化」と定義しており，基本はシンプルファミリー的な考え方です。一方，WIPOでは「パテントファミリーにはPCTルートとパリルート，両方の文献を含む」と明記しています[3)]。PCT出願の手続きを通じて，70を超える国・機関と直接的なデータ交換を行っており[4)]，とりわけ中南米諸国の特許文献を対象としたデータベース「LATIPAT」やアフリカ広域知的財産機関「ARIPO」と緊密な協力関係にあることが独自のデータ収録に結びついています。

(4) 商用データベース独自の拡張ファミリー

EPOが定義する上記２種類の他に，各商用データベースが独自の基準に基づいて作成するパテントファミリーも存在します。

これらのデータベースは，優先権でのつながりだけでなく，出願内容，出願日，発明者などの要素を根拠に「ファミリー」として紐付けを行うことがあります。

例としては，Questel社のFAMPATやClarivate社のDWPI（Derwent World Patents Index）などがあり[5)]，これらはINPADOCデータも広く利用しつつ，独自の収録ルールを適用しています。RWSグループのPatBaseも，１つ以上の共通の優先権を持つ特許をグループ化し，これを「拡張ファミリー」と称しています[6)]。

これらのパテントファミリーの種類と定義を理解し，調査の目的－例えば，厳密に同一の発明を把握したいのか，関連技術全体を網羅したいのか－などに応じて適切に使い分けることが，効果的な知財実務を行う上で重要となります。

5．パテントファミリー調査の方法

この章では代表的な無料（特許庁）データベースである「J-PlatPat」「Espacenet」を例に，ファミリー調査の方法を解説します。

(1) J-PlatPat（日本特許庁OPD）を活用した調査

J-PlatPatでは，特許・実用新案，意匠，商標に関する公報検索が可能です。

1）検索手順

① トップページの「特許・実用新案」タブから，「特許・実用新案番号照会／OPD」を選択。

② パテントファミリーのうち，知っている公開番号や特許番号を入力します。日本の番号だけでなく，アメリカ，中国，PCT国際出願の番号なども使用できます。

③「照会」ボタンを押して検索結果を表示させます。国・地域コードには公報発行国（機関）のコードが表示されます。

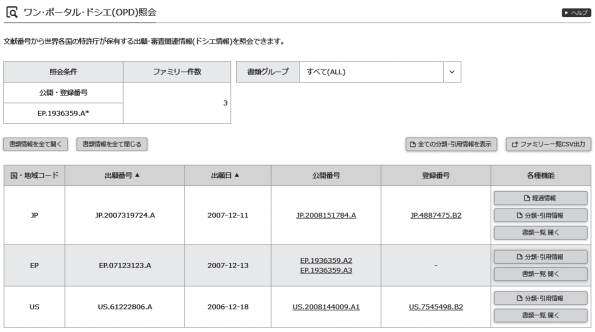

図３　J-PlatPat／OPDの表示例

2）表示内容と活用

画面右側に「書類一覧　開く」のボタンが表示されている国・地域の出願については，各国特許庁から通知された審査書類（ドシエ情報）を閲覧できます。これにより，拒絶理由の詳細な内容や引用文献などを知ることができます。またJ-PlatPatのワンポータルドシエでは，ファミリー一覧CSV出力から「ファミリーID」を確認でき，これはEPO Simple FamilyのIDに相当します。

(2) Espacenet（EPO）を活用した調査

Espacenetは，J-PlatPatよりも網羅する国数が多いのが特徴です。

1）検索手順

①調べたい特許の番号を検索します。

②検索結果の「Patent family」タブを選択します。

2）表示内容と活用

「Patent family」タブ内には，「Simple family」と「INPADOC family」の２種類のパテントファミリー情報が表示されます。

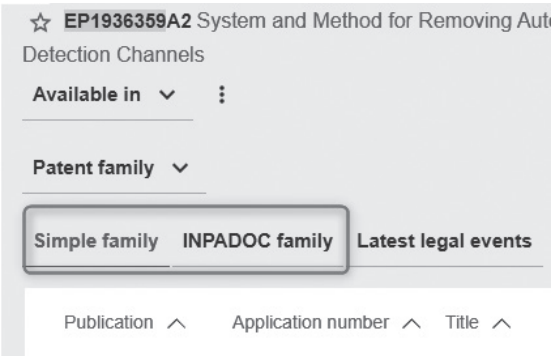

図４　Espacenetの表示例

6．パテントファミリーの利用における注意点・限界

パテントファミリーは，同一の発明が複数の国・地域で保護されるために出願された特許出願のまとまりであり，国際的な特許戦略や技術動向分析において非常に有用な概念です。しかし，その利用にはいくつかの留意点や限界が存在します。

(1) ファミリーの定義の差異に注意

海外においては，パテントファミリーに単一の明確な定義は存在しません。

既に述べた通り，大別すると ①シンプルファ

ミリー，②INPADOCファミリー，③商用データベース独自の拡張ファミリーの３種類のファミリーが存在します。提供する特許庁や特許データベースによって，その定義や分類が若干異なる場合があるため「調査にどのファミリーを利用（採用）したか」を明確にしておく事が大切です。

(2) 欧州特許の移行国（有効化国）の確認には適していない

ＥＰＯが提供するシンプルファミリー，INPADOCファミリーは各国のファミリー特許を検索するのに便利ですが，欧州特許の移行国（有効化国）を調べるのには適していません。これは，ファミリー特許として表示されるのは公報発行された出願または特許のみだからです。

多くの欧州特許条約（EPC）加盟国では，移行（有効化）された欧州特許が国内特許として別途公開されないため，欧州特許の各国部分の大部分はINPADOCにファミリー特許として認識されません。

したがって，INPADOCのファミリー特許にEPC加盟国のファミリーが見つからなかったとしても，権利が存在しないと断定することはできません。欧州特許の移行国は，EPOのRegister（レジスター）[7] で確認するべきです。

(3) 拡張ファミリーには関連性の低い公報も入る可能性あり

INPADOC拡張ファミリーは，「一部でも優先権が直接的または間接的に繋がっていればファミリーとして扱う」という広い定義のため，「類似の技術内容をカバーする」とされていますが，必ずしも同一ではありません。

この定義により，網羅的に関連特許を収集しやすいというメリットをもつ反面，ファミリーのサイズが非常に大きくなり，場合によっては関連性の低い発明がグループ化されてしまう可能性があります。

(4) 情報更新頻度やタイムラグ，収録対象国

情報更新の頻度やタイムラグには国ごとに差異があります。特に小規模庁や新興国ではデータ更新の遅れが発生しやすく，収録対象外となっている場合もあります。

「ファミリー調査をしたが，特定のある国については情報が出てこない。」という場合，「その国にはファミリーが存在しない。」と直ちに断定するのは避けた方が良いです。実際には出願が存在するが，収録の遅れ・収録対象外などのために表示されていない可能性もあるからです。

(5) その他の留意点・限界

１）法的状況データの詳細

INPADOCにはファミリーデータの他，審査請求，出願人変更，ライセンス，拒絶，取り下げ，放棄，失効，異議申し立て，追加保護証，期間延長，国内移行などの法的状況データが収録されています。

しかしINPADOCでは，すべての法的状況が網羅されているわけではありません。例えば米国の特許期間調整などはINPADOCには収録されません。また，INPADOCで「失効」と表示されても，その後に当該国で「権利回復」している場合もありますし，欧州特許の場合，ある国で権利が失効しても，他の指定国では権利が存続している可能性があります。正確な法的状況を知るには当該国の特許庁データベース等を併用しましょう。

２）効率的な調査と侵害予防調査

パテントファミリーで代表公報を選んで読むことは，技術内容を効率的に把握するのに役立ちます。しかし，シンプルファミリーであっても，各国での特許請求の範囲の記載は異なる場

合があるため，特に侵害予防調査（クリアランス調査）においては，最終的には出願ごとに侵害の可否を確認することが推奨されます。

これらの留意点や限界を理解した上で，調査目的（例：厳密に同一の発明を把握したいのか，関連技術全体を網羅したいのか）に応じてパテントファミリーの種類を適切に使い分けることが，効果的な知財実務を行う上で重要となります。

7．おわりに

パテントファミリーは，国際的な知財活動において非常に有用な情報源ですが，その特性や限界を理解せずに利用すると，誤った判断につながるリスクがあります。

初学者のみなさんは，パテントファミリーの概念，特にシンプルファミリーと拡張ファミリーの定義の違いと，それぞれがカバーする技術内容の範囲（「同じ技術内容」か「類似の技術内容」か）をしっかりと押さえることが，最初の重要なステップです。データベースによって情報の見え方が異なるため，利用するシステムの特性を把握し，不明な点があれば専門家やサイトのヘルプデスクに問い合わせることをためらわないでください。

「今更聞けない」と思っていた実務者のみなさん，日々の多忙な業務の中で，パテントファミリーに関する基礎的な知識の再確認や，最新のデータベース機能，各国の制度変更への対応は後回しになりがちかもしれません。しかし，今回述べたような定義の差異やデータの限界，特定の国における情報の取得方法（例：欧州特許のレジスター利用）などは，より精度の高い知財戦略を立案し，実務上のリスクを低減する上で不可欠な要素です。本稿が，皆様の知識の整理と，効果的な知財実務の一助となれば幸いです。

注　記

1）Dialog, Part of Clarivate, Patent Families, Part 1（Family Building） https://www.youtube.com/watch?v=g_Q5exr3Tfk

2）European Patent Office, Patent families at the EPO https://www.youtube.com/watch?v=doWHXT_NNBs

3）WIPO, Extended Patent Family Information Now Available in PATENTSCOPE https://www.wipo.int/en/web/patentscope/w/news/2021/news_0002

4）WIPO, National Collections - Data Coverage https://patentscope2.wipo.int/search/en/help/data_coverage.jsf

5）WIPO, Topic 3 : Patent Families https://www.wipo.int/edocs/mdocs/aspac/en/wipo_ip_bkk_12/wipo_ip_bkk_12_www_238983.pdf

6）MINESOFT, PatBaseのファミリの定義 https://basics.minesoft.com/patbase/jp/JP_PatBaseFamilyDefinition.pdf

7）EPO, European Patent Register 欧州特許出願及びUnitary Patentに関する手続き情報及びリーガルステータスを収録したデータベース（EPO） https://register.epo.org/regviewer?lng=en

（URL参照日は全て2025年７月８日）

（本稿企画　会誌広報委員　中田京志郎　三井E&S）

（原稿受領日　2025年７月９日）